

こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究）に関する自治体公募FAQ

R4.2.16更新第2版（追加した項目の番号を赤字にしております）

分類	質問	回答
1 応募	採択される団体数はいくつですか。採択の基準は何ですか。	具体的な団体数をお示しすることは出来ませんが、人口規模やシステム構成に応じた多様なケースを想定して、予算の範囲内で、応募状況と予算希望、事業の内容に対する適切性・効果、事業の実現性、モデル性、遂行能力等に鑑み選定する予定です。公募要領もあわせてご参照ください。
2 応募	デジタル庁が確保している実証事業の予算総額はいくらですか。	本事業においては、連携データの取得や共有等に必要経費について精算払いによりお支払いすることを想定しています。検証費用としては、別途実施するデータ項目等の調査研究と合わせて約7.3億円を計上しており、採択数などにより、変動はありますが、現時点においては、1団体当たり3000万円～1億円程度を想定しています。
3 応募	マルチベンダ構成でも応募可能ですか。	地方公共団体等や関係団体のシステム構成に関わらず、応募が可能です。
4 応募	連携するシステム運用事業者等について、地元の電算ベンダーでも参加可能ですか。システム開発ベンダーである必要がありますか。	公募要領に定める要件を満たしていれば、可能です。また、連携するシステム運用事業者等についてはシステム開発ベンダーのほか、データ分析や事業の進捗管理等を行う事業者等も想定されます。
5 応募	現在、協議しているベンダーをシステム運用事業者としますが、このベンダーは他の自治体とも協議しています。複数の自治体と同じベンダーで応募することは可能でしょうか。（共同での応募ではありません）	公募要領に定める要件を満たしていれば、可能です。
6 応募	実証事業計画は定められた様式がありますか。	概算費用については様式をご提示しています。それ以外の項目については様式を定めないこととしています。必須的記載事項を漏れなくご記載いただきますようお願いいたします。 なお、必要に応じて、追加資料の提出等や、提案内容の修正等を求める場合があります。
7 応募	事業計画書には、システム運用事業者のほか、連携される各システムのシステムベンダーもすべて記載する必要がありますか。（記載事業者が多岐にわたる可能性あり） 全てを記載する場合、システム改修にかかる費用は対象経費になると思うが、お金の流れとしては、システム運用事業者から各システムベンダーへの再委託により支払いを行うようになるのでしょうか。各システムベンダーへのお金の流れのイメージがつかめなため、ご教示ください。	公募要領第3 1(2)、4(1)に記載のとおり、費用については検証受託事業者より支払われる予定ですので、検証受託事業者との契約が必要となるシステム運用事業者等を全て記載していただきます。
8 応募	公募要領の3頁「公募団体のシステムの現況」とはどのようなものでしょうか。現在、自治体が保有する全システムの一覧のようなものを記載するのでしょうか。 ※全てのシステムとなると大量(1,000件以上)となり、また、こどもに限るシステムといっても線引きが困難です。それとも、こどもの見守りシステムを整備しているか否かを記載するだけでもよいのでしょうか（例：「こどものデータ連携に係るシステムは未整備」などと記載）。	本実証事業の趣旨や各地方公共団体において具体的に対象とする業務を踏まえ、関連するシステムの現況ということですが、例えば各システムの概要資料、保有されているデータ項目、システムの相関図及びシステム未整備の項目などが考えられます。
9 応募	公募要領の4頁「参考資料 こどもや家庭に関するデータ項目」とはどのようなものでしょうか。 具体的に、どのような資料を提出すればよいのでしょうか。3頁「実証事業で連携するデータ項目」との記載内容の違いについてご教示ください。また、メタデータとはどのような情報が想定されるのでしょうか。	実証事業において具体的に連携を想定しているかどうかに関わらず、例えば、地方公共団体等において保有するデータ項目、そのデジタル化の状況並びに各データ項目の件数及び更新頻度などが考えられます。
10 応募	連携するシステム運用事業者等が複数の場合は、複数の事業計画を作成・提出すべきでしょうか。 もしくは、全体をまとめて1本の計画とすべきでしょうか。	地方公共団体の事業計画として、一つにまとめて提出してください。
11 応募	複数の地方公共団体が参加した広域での実証を検討しています。共同で応募する場合、応募は連名になりますか。代表団体を設ける必要がありますか。	連絡・連携を円滑にするために、代表団体を設けてください。代表団体は、デジタル庁との連絡調整の窓口になっていただきます。
12 応募	複数の地方公共団体が共同で応募する場合、事業計画は一つにまとめるべきでしょうか。それぞれで作成すべきでしょうか。	一つにまとめて作成してください。
13 応募	市が応募しようとする際には、市とその所在する県でセットで応募する必要がありますか。	必ずしも市とその所在する県がセットで応募する必要はございません。
14 応募	基礎自治体が、市区町村の保有する情報・データだけでなく、県（児童相談所や保健所など）の保有する情報も実証の対象とする場合、応募はどちらがすばいでしょうか。	特段の指定はございませんが、役割分担や連携体制など十分調整の上提案ください。7も参照してください。
15 応募	首長部局ではなく、教育部局からも応募可能ですか。	教育部局から応募することも可能です。なお、同一地方公共団体内で異なる部署から別々に応募することのないよう関係部署等と調整の上で、代表となる部署を1つに定めて応募をお願いします。
16 応募	一般的に市と教育委員会は別かと思いますが、連名で応募すべきでしょうか。本市（政令市）であれば、児童相談所はこども未来局の部署の一つだが、教育委員会を含めて一つの自治体として応募することよろしいでしょうか。	上述のとおり、地方公共団体として代表となる部署を1つに定めて応募をお願いします。当該代表となる部署は、本実証事業の実施に当たり、デジタル庁等との連絡調整の窓口になっていただきます。
17 応募	今回実証する組織の数ですが、児童相談所、医療機関、保育所、学校を予定しており、家庭及び民間・NPO事業者は対象外とする予定ですが、そのような形で応募可能でしょうか。	公募要領第3 1(1)に記載のとおり、そのような提案をいただいても問題ありません。
18 応募	今回の連携で、医療機関や民間・NPO事業が含まれていますが、自治体のみでの共有扱いで運用開始としてよろしいでしょうか。	公募要領第3 1(1)に記載のとおり、地方公共団体単独で提案をいただいても問題ありません。
19 応募	コンソーシアムの考え方は地域という限定があるわけではないという考え方で良いでしょうか。	特段の地域の限定を掛けているわけではありませんが、事業趣旨を踏まえていただき、適切な事業規模でコンソーシアムを組んでいただきたいと考えております。また、コンソーシアム内のそれぞれの関係者の役割の明確化等にご留意いただきたいと思います。
20 応募	単一システム（例えば校務支援システムなど）のデータを分析するような仕組みの構築も対象となるのでしょうか。	関連する閣議決定や、公募要領第2 1(2)にも対象業務を「こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータを個人情報の保護に配慮の上連携させ、貧困・虐待等により真に支援が必要なこどもの発見や、ニーズに応じたプッシュ型の支援といった支援事業に係る業務を対象とする」と記載しているのとおり、目指す姿は分野横断的にデータ連携を行うというものであり、単一システムであることのみを理由として対象とならない訳ではありませんが、分野横断的であるかどうかという点はポイントとなります。
21 応募	応募の時点で連携するデータ項目を確定しておく必要はありますか。提出時は一旦、想定される項目の記載でもよろしいでしょうか。 ※4月の「データ項目等の調査研究」からの中間報告の内容等を踏まえ、項目を確定する予定	公募要領第3 2(3)(4)に記載のとおり、データ項目については、応募の時点で完全に確定している必要は必ずしもありませんが、連携することを検討・想定しているデータ項目について具体的に列挙していただくようお願いいたします。また、別途実施するデータ項目等に係る調査研究による整理等を踏まえ、デジタル庁において必須項目等の指定を行う可能性があります。

22	応募	公募要領中「採択団体における業務及び情報システムの運用や、データの取扱いに係る関係法令等の運用については、当該採択団体が一義的に責任を有する」とありますが、どのような趣旨ですか。	事業における検証は地方公共団体の事業計画に基づいて実施します。検証の結果、事業として実現できないと判断される場合の費用の求償や現行システムを維持するための工数の協議は地方公共団体とシステム運用事業者等の間で行っていただく必要があります。また、データの取扱いを始めた事業の実施に当たっては、現行制度下の課題を抽出することも目的の一つですが、本事業のために特例が設けられるといったことは想定しておりませんので、地方公共団体の条例を始めとした関係法令等を遵守する必要があります。
23	応募	実施計画において「〇〇省の了解が得られた場合には～のデータを活用する」といった留保を付けた計画記載も可能でしょうか。	記述の仕方について特段の指定はございませんが、データの連携に際して課題がある点については、それが国としての法令の制度上の課題なのか、地方公共団体における条例の制度上の課題なのか、それ以外の運用面の課題なのか等、その原因、阻害要因となる部分が関係者も含めて認識できるように明記してください。
24	応募	公募要領第2 2 には「本事業への採択の有無にかかわらず、(略) デジタル庁における本件施策の効果検証に関して協力やデータ提供を求める可能性があることに了承すること。」とあるが、提供するデータに関して収集に必要な費用はどのようになりますか。	例えば検証受託事業者が収集に当たるなどの方法で、当該地方公共団体等の負担軽減を図ることを現時点では想定しています。検証に当たっては、令和5年度以降も継続してデータを取得する必要がある可能性があり、御協力をお願いする場合もあります。
25	応募	応募一提案あたりの上限額はありますか。また、複数の地方公共団体や複数の関係機関（医療機関等）による応募の場合も、上限額は変わりませんか。	1団体あたり1億円程度を想定しています。複数による応募であっても原則、上限額の変更はございません。
26	応募	応募に当たり、地方公共団体R4年度補正予算（歳入及び支出）を計上しておく必要はありますか。	本事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費は、本事業による委託費の対象となりますが、対象外の経費については、地方公共団体において予算措置が必要となります。
27	応募	応募に当たり連携するシステム運用事業者等と地方公共団体を取り交わすべき文書等はありませんか。ある場合、提出の必要はありますか。	あらかじめ、連携するシステム運用事業者等と協議・調整の上、本事業に参加する関係者、連携するシステム運用事業者等が、ごどもに関するデータ連携に関する関係各府省の施策を始めとした本事業の趣旨や内容を十分に理解し協力を受けられることを確認することを要件としております。方法に指定はありませんが、例えば、これを確認するため、協定、覚書、申合せ等を締結することが想定されます。また、調整内容について、デジタル庁が確認することがあります。
28	応募	連携するシステム運用事業者等はいつまでに決定する必要がありますか。	原則、第二次提出期限（詳細資料の提出〆切）までに調整状況を回答する必要があります。 なお、最終的な契約の締結は、令和4年5～6月頃を想定しています。
29	応募	連携するシステム運用事業者等の選定方法について指定はありますか。	公募要領に定める要件を満たしていれば、指定はありません。
30	応募	現在システムを請け負っている業者では、委託が厳しいため、システム運用事業者について、デジタル庁からご紹介等していただくことは可能でしょうか。	デジタル庁としてそのようなことは想定しておりません。 各地方公共団体において、令和5年3月までの実証事業ということを念頭に置いていただいた上で、新規システム運用事業者を選定し、実施計画を出していただくことは可能です。
31	応募	検証受託事業者と自治体が契約しているシステム運用事業者の関係について、相談を行った場合がよいケースはありますか。	検証受託事業者とシステム運用事業者が親会社と子会社の関係である可能性は想定されます。その場合は、デジタル庁として契約上整理が必要となる場合があるため、システム運用事業者等にそのような可能性を確認するとともに、該当の可能性がある場合はあらかじめデジタル庁へ御相談ください。
32	応募	公募要領等に記載されている「ユースケース」とはどのような意図で使用しているのでしょうか。	個別の政策課題等の取組に関するモデルケースのようなものを指しています。
33	応募	2月28日までに大まかな予算規模を示すことが難しい場合、期限を超えても許容されますか。（予算規模が判明次第、ただちに提出予定） また、2月末時点の金額はまずは総額のみで内訳はなくてもよろしいでしょうか。 ※連携される各システムの改修にかかる費用を見込むためには、それぞれのシステムベンダーに概算の見積を出してもらう必要があるが、業者数が多く、すべてをとりまとめるのに時間がかかるため。 ※連携するデータ項目が想定の場合、どのシステムを改修するかが未確定のため、最終的に予算額が変更となる可能性があるため。	公募要領第3 1(2)(3)に記載のとおり、概算予算については、第1次期限（2月28日）までに提出していただけます。概算予算の見積の内訳については、第2次期限（3月14日）までに提出していただけます。
34	応募	3月14日までにシステム運用事業者が決まらない場合、期限を超えても許容されますか。 （公募の上、選定するため一定の期間が必要であり、3月14日以降、運用事業者が決まり次第、ただちに提出予定）	公募要領第2 2に記載のとおり、応募の際に、連携するシステム運用事業者等が未定である場合は、連携するシステム運用事業者等を決定する期限を定めて応募できますが、別途デジタル庁に詳細を確認してください。
35	応募	「関係省庁との協力の下」と事務連絡に記載がありましたが、ごども関連のデータを部局間連携をする上では、少なくとも、文科省・厚労省・国税庁所管部局との連携が欠かせませんが、当該各省庁とは具体的な調整が行われているでしょうか。	内閣官房、内閣府、厚生労働省、文部科学省等がごどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームに参画しています。その他の省庁とも必要に応じて連携していきます。
36	検証	検証作業についてはどの程度の頻度、規模で行う必要がありますか。	具体的な頻度や回数は指定しません。協力される事業者とご相談いただき、どの程度の頻度・規模で検証を行う必要があるかを事業計画にてお示しください。 ただし、事業実施状況については、定期的（最低でも1か月に1回程度を想定）及びデジタル庁の求めに応じてデジタル庁へ報告する必要があります。
37	検証	公募要領の4頁「検証項目の検証方法」について、公募要領の2頁で挙げられている検証項目の一つ一つに対する検証方法を明記する必要がありますか。 それとも、漠然と事業実施にあたっての検証方法を記載する程度でもよろしいでしょうか。	記載方法に具体的な指定はありませんが、各検証項目が漏れなく検証できることが分かるよう記載してください。具体性は、審査に当たった際の考慮要素の1つとなります。
38	検証	既に、①データの洗い出し、②紙ベースの情報のデジタル化、③データ連携のための体制の整備、④データの保有主体やアクセスコントロール、個人情報の取扱の整理、⑤データ連携のためのシステムの整備までは一旦、実施済みなのですが、その場合、事業計画においては、どのように整理したり、どのようなものを作ったのかを書けばよいのでしょうか。	提出期限時点での状況に加えて、本実証事業の趣旨を踏まえて今後改善が考えられる点があれば、それも併せて記載いただくことを想定しています。
39	検証	検証受託事業者は1の事業者ですか、複数ですか。	地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究の検証受託事業者としては、1の事業者の予定です。なお、別途実施するデータ項目等に係る調査研究の分析受託事業者についても、1の事業者の予定です。
40	検証	データ連携は自治体内で主体的に行うと思いますが、検証受託事業者は、概要資料9頁②-5の契約において、どのような内容を調査研究するのでしょうか。システム連携の内容を情報提供し、その内容を検証するという理解でしょうか。	実証事業全体の進捗確認や効果検証等を検証受託事業者が行うことを想定しています。
41	検証	各システムから抽出したデータは、地方公共団体側でデータ連携してから、検証受託事業者に提出する必要がありますか。	検証結果を取りまとめるにあたって、必要な情報提供を依頼させていただく場合があります。
42	検証	本事業で扱う起点となる対象者は18歳以下でしょうか。また、紐づく家族は対象ということでもよろしいでしょうか。	公募要領に記載のとおり、18歳以下には限定しておりません。
43	検証	すでにデータ項目まで決まっているが、データ項目等に係る調査研究により、必要となるデータの種類や項目を増やす必要が生じるでしょうか。新たな改修を要する場合、事業スケジュールが当初の計画より遅れる可能性があり、検証まで実施できない恐れがあります。	提案時においては、必須データ項目は確定していないので、必須データ項目の追加による改修や計画変更は想定せずに実施計画を策定し提出ください。その上で、公募要領第3 2(3)(4)に記載のとおり、必須項目等の指定や、事業内容の修正等を求める可能性があります。御懸念のような事情がある場合には、デジタル庁・採択団体・検証受託事業者・システム運用事業者等との間で具体的に調整していくこととなります。

44	検証	「検証項目」に「当該システムを活用した具体的な支援事業の試行及び課題抽出」とあるが、年度内に必ず支援事業の試行まで到達しなければならないということでしょうか。	実施計画では試行まで到達するような形で立案ください。ただし、実証事業を進めた結果、試行まで到達できない可能性が生じた場合は、デジタル庁等と、検証方法について調整することは有り得ます。
45	検証	ニーズに応じたプッシュ型の「支援」とは何か特別な取組や新たな取組を始めないといけないのでしょうか。それともこれまで行っている電話、訪問、面談などでもよいのでしょうか。	支援そのものについて今までと異なることを行う必要は必ずしもありません。今まで発見できなかった困難を抱えることも早期に発見し、プッシュ型の支援につなげていくことが趣旨であり、必要に応じて支援策を改善、追加していくことも考えられます。
46	検証	今回の実証事業の趣旨に応じた各種データ連携は、コンプライアンスリスクも自治体責任とした上で、トライ＆エラーを求める実証事業ということになるのでしょうか。	地方公共団体等において、個人情報保護条例や関係法令を遵守した上で、検証を行っていただきます。公募要領第2-2に記載のとおり、採択団体における業務及び情報システムの運用や、データの取扱いに係る関係法令等の運用については、当該採択団体が一義的に責任を有するものですが、実証事業として国と連携して取り組んでいただくことを想定しており、その中で明らかになった制度上・運用上の課題については、国としての方策を検討いたします。
47	検証	本事業により新規構築したシステムはデジタル庁が調達した扱いとなるのでしょうか。事業終了後に自治体で引き続きシステムを利用した場合は何らかの手続きが必要でしょうか。また、サーバなどの備品を購入する場合、事業終了後（令和5年度以降）の所有権の扱いはどのようになりますか。	公募要領第2-2に記載のとおり、採択団体における業務及び情報システムの運用や、データの取扱いに係る関係法令等の運用については、当該採択団体が一義的に責任を有するものであり、実証事業中を含め、原則、採択団体等のものとなりますが、検証受託事業者と採択団体が連携するシステム運用事業者等との契約等で具体的に明らかにすることが考えられます。
48	検証		そもそも、個人情報はその政策目的に応じて法令で保有等を行う者が定められているものであり、こども分野においては、国が直接的にこどもへの支援活動を行うことは法令上想定されておりません。また、個人情報は地方公共団体等において分散管理をされるものであり、その前提が本プロジェクトによって何か変わるものではありません。このため、「国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。」と記載しているものです。
49	検証	各自治体の連携データのセキュリティ対策や最新性、真正性等に関する責任を負う主体は、どこを想定されているでしょうか。資料には「国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。」との記載がありましたが、前述の責任を負う主体としてはJ-LISのような地方共同法人を想定されているのでしょうか。	本事業は、公募要領第2-1(4)に記載する検証項目の検証を行うことを目的として実施するものであり、第2-2に記載のとおり、採択団体における業務及び情報システムの運用や、データの取扱いに係る関係法令等の運用については、当該採択団体が一義的に責任を有することを了承する必要があります。
50	検証	教育委員会サイドのデータはかなり秘匿性が高く、教育委員会内でまだまだ調整ができていない中で、ある程度、理想的というか目指したい方向性で実施計画を提出したが、検証の中で実現困難なところもあるかと思いますが、それも検証結果の一つ、ということになりますか。	実施計画どおりに事業を実施することが困難な場合は、状況に応じて、個別に相談となります。なお、制度上・運用上の課題は検証結果の1つとして想定しています。
51	検証	自治体公募のタイミングが国の調査研究事業の中間報告よりかなり早く設定されているため、コンプライアンスリスク等が不明な状態で作成した実施計画を、中間報告後に修正や変更を行うことは想定されているのでしょうか。	まずは関係法令等を遵守することが前提です。その上で、中間報告後の実施計画の修正や変更は、状況に応じて、個別に相談となります。
52	検証	情報共有について、技術的には可能だが、個人情報保護の観点から難しい場合、そこに関する特例的な対応がありますか。	本実証事業は、個人情報保護条例や関係法令に基づいて行っていただくこととなります。デジタル庁及び関係省庁においては、先行的な取組を行っている自治体等における個人情報の取扱い等について、今後情報発信していく予定です。
53	検証	こどもに関する各種データの連携に際して、地方公共団体において個人情報保護審議会への諮問や特定個人情報保護評価書の再評価について、対応が必要でしょうか。また、データ連携に際し、個人情報の目的外利用、外部提供をするための本人同意は必要となりますか。	地方公共団体において、個人情報保護条例や関係法令に基づき、必要な対応を行っていただく必要があります。年度内に必要な検証が可能となるよう事前に計画を立て必要な調整や準備等を進めてください。
54	検証	本実証事業における情報・データ連携に当たっては、連携のキー項目としてマイナンバーを利用又は提供することはできますか。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第19条各号に規定される場合を除き、特定個人情報の提供はできません。なお、番号法第9条第2項に基づき、条例に定めるものの処理に関して、必要な限度で個人番号を利用することは可能です。
55	検証	本実証事業において、秘密保持契約（NDA）の整理はどのようになりますか。検証受託事業者と団体の間、団体と医療機関やNPO等の間、検証受託事業者と医療機関やNPO等の間、でNDAを締結する必要はありますか。	特段の指定はありませんが、関係者との調整の結果、事業の実施に当たり必要であると判断された場合は、必要な対応を行ってください。
56	検証	データの利活用に係る倫理的な課題について検討する体制について求められる要件はありますか。	特段の指定はありませんが、倫理委員会等を可能な限り整備していただきます。
57	検証		個人情報保護法令の遵守のみならず、データの利活用に係る倫理的な課題にも十分配慮すべきという議論を現在行っており、データの連携による支援が必要などこどもの発見やプッシュ型の支援の実施に当たって、関係者の信頼を得るために倫理的な側面からも検討を頂くことが重要であると考えています。このため、公募要領第2-2に記載のとおり、本事業への参加の要件の1つとして、データの利活用に係る倫理的な課題について検討する体制（倫理委員会等）を可能な限り整備することをお願いしております。具体的な検討体制の在り方について特段の指定はありませんが、関係者に十分説明可能な体制である必要があると考えられます。なお、デジタル庁及び関係省庁としても、別途実施するデータ項目等に係る調査研究を通じて、倫理面を含めた制度上・運用上の課題を検証していく予定です。
58	検証	事業計画書に記入する「データの利活用に係る倫理的な課題について検討する体制（倫理委員会等）の検討状況」について、AI、特に自律的なAIについて倫理的課題とよく言われますが、AIの判断が人間の尊厳と自律を侵害しないように、人間の脅威になる恐れがある。そういった観点からの議論をすべきということなのでしょうか。ディープラーニングのようなAIではない場合も、そのような倫理委員会が必要なのでしょうか。（もちろん法的な課題は整理しますが）	例えば御指摘の点や、データの利活用により、こどもの選別のようなふるい分けや、信条や価値観等のうち本人が外部に表出することを望まない内面の部分の可視化を行ったりすることがないようにするなど、具体的にどのような技術を活用するかにかかわらず、データの利活用によって生じる倫理的な課題への対処について検討する体制を整えていただきたいという趣旨です。

59	検証	<p>令和3年（2021年）12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に以下の記述がありますが、実証事業との関係を教えてくださいませんか。</p> <p>41-42ページ 第6 デジタル社会の実現に向けた施策 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化 （1）国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン ② 実現に向けた技術及び制度の検討 地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化の推進や、ガバメントクラウドなど行政システムが必要とする共通機能のコンポーネント化（部品化）を進め、システムの疎結合化を実現する。これにより、機能の重複等を避けながら柔軟性・連携性の高いアーキテクチャを実現し、民間並みのコスト実現を目指す。 また、アーキテクチャの設計及び実装の全体ロードマップの検討に当たっては、ガバメントクラウドの整備や国の業務システムのガバメントクラウドへの移行、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化のスケジュールなど現行基盤の更改時期等とともに、地方公共団体等の実務を踏まえて進めることが重要である。具体的には、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化におけるデータ要件・連携要件の検討に当たり、公共サービスメッシュ（仮称）への連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとするなど、基幹業務システムがアーキテクチャ上に円滑に位置付けられるようにしていく。</p>	<p>ガバメントクラウドの整備の動向とは、今後、必要に応じ連携してまいります。 また、本実証事業の成果は、必要に応じ、「地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化におけるデータ要件・連携要件の検討」等にも活かしていきたいと考えています。</p>
60	検証	<p>令和3年（2021年）12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に以下の記述がありますが、実証事業との関係を教えてくださいませんか。</p> <p>96ページ 5. デジタル社会を支えるシステム・技術 （2）地方の情報システムの刷新 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準（以下「標準化基準」という。）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。</p>	<p>本実証事業の成果は、必要に応じ、「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化」及び「ガバメントクラウドの活用」の検討にも活かしていきたいと考えています。</p>
61	検証	<p>地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化との関係はどうなるでしょうか。将来的に標準化の仕様に組み込まれるのでしょうか。また、システム間連携の仕組みを構築したとして、基幹システム標準化後はガバメントクラウドに再構築することになりますか。</p>	<p>基幹業務等システムの統一・標準化は、法令で規定されている業務が標準化されていくものと承知しておりますが、本実証事業において連携するデータは、法令に基づくものと基づかないものとがあると想定されます。 本実証事業の成果は、必要に応じ、基幹業務等システムの統一・標準化の検討にも活かしていきたいと考えています。ガバメントクラウドの整備の動向とは、今後、必要に応じ連携してまいります。</p>
62	契約	<p>概要資料9ページに記載の②-5に関しては検証受託者とシステム運用事業者と地方公共団体との3者契約でしょうか。②-5の契約に係る仕様など契約条件は既に定まっているのであればご教示ください。</p>	<p>概要資料9ページに記載の2-③において具体的にどのような調整を行っていくかによりませんが、関係者とその条件を調整いただくこととなります。</p>
63	契約	<p>複数のシステムがそれぞれの所属で構築されておりシステム運用事業者がまちまちですが、それぞれのシステム運用事業者と協定や申し合わせを行うということでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。 各地方公共団体が実施しやすいように行っていただいても構いませんが、必要に応じて、デジタル庁等が確認させていただく場合もあります。</p>
64	費用	<p>国庫負担は10/10になるのでしょうか。</p>	<p>本事業の遂行のために直接的に必要な費用は本実証事業の支援対象となり、当該対象になった費用については地方公共団体の費用負担はありません。</p>
65	費用	<p>「複数の地方公共団体間での効果検証等のために特定の事業の実施や特定のデータ項目の共有を求めたり、本実証事業の対象としては提案内容の一部のみを採択する場合がある。」 について、期間中に検証項目が増える又は変更となる可能性があるのでしょうか。その際には、当該実証事業中に追加で要した経費についても委託費を請求できるのでしょうか。</p>	<p>事業開始前又は期間中に、検証項目について調整させていただく可能性があります。その際、本実証事業の遂行のために直接的に必要な費用を追加で要した場合は対象となります。</p>
66	費用	<p>実証事業期間における費用が当初見積を超過する場合、費用の取扱いはどうなりますか。</p>	<p>原則として、見積金額を上限として、検証に必要な費用を対象とすることを想定しています。見積を超える費用等の取扱いについては個別に相談させていただくこととなります。今後、団体と検証受託事業者間、団体とシステム運用事業者等間での覚書等で詳細を定めることを想定しています。</p>
67	費用	<p>上限が1億円とのことですが、足りない部分については都道府県が補助してもよいでしょうか。</p>	<p>公募要領第2-3に記載のとおり、1億円程度は想定している目安であり、必ずしも上限ではありません。また、採択団体における費用負担は可能です。</p>
68	費用	<p>新規のシステム開発費用や、現行システムのバージョンアップが必要となる場合、そのための費用は対象となりますか。</p>	<p>本事業の遂行のために必要なシステム整備に要する費用は対象となります。なお、通常の運営経費と認められるものは対象外となります。</p>

69	費用	新規のシステム開発費用が対象となるとあります。家庭児童相談システムの導入が本事業の遂行に必要な不可欠だと思われませんが、契約期間の間に導入する場合は、その開発費は対象となりますか。	公募要領第3 4 に記載のとおり、本事業の遂行のために直接的に必要な経費であれば対象となります。
70	費用	端末等の物品購入費用又はリース料は対象となりますか。	本事業に必要な設備等については、レンタル、リース等の方法により、事業期間中の利用に要した費用を対象とします。
71	費用	データ連携・共有の前提となる現場のデジタル化（例えばケースワーカーへのタブレット配布等）の経費も補助対象経費に含まれるでしょうか。	公募要領第3 4 に記載のとおり、本事業の遂行のために直接的に必要な費用は対象となります。
72	費用	人件費は対象となりますか。	本事業の遂行のために直接的に必要な費用は対象となります。 なお、将来的なデータ連携によるプッシュ型支援の実装を踏まえると、雇用については、各地方公共団体や関係機関の予算で行うことが望ましいと考えます。助言等における謝金等については、検証受託機関より支払うことが可能です。いずれにしても、検証受託機関と調整し、その契約の範囲内で支払うことになります。
73	費用	職員の旅費は対象になりますか。対象となる場合、検証受託事業者に請求するのでしょうか。	公募要領第3 4 に記載のとおり、本事業の遂行のために直接的に必要な経費であれば対象となりますが、通常の運営経費であれば、対象とはなりません。請求は、検証受託事業者と採択団体が連携するシステム運用事業者等との契約等に基づき行われます。
74	費用	消耗品費は対象となりますか。	本事業の遂行のために直接的に必要な費用は対象となります。
75	費用	端末等のリース料、通信費等、クラウドのリソース利用料、ライセンス料は対象となりますか。	本事業の遂行のために直接的に必要な費用は対象となります。
76	費用	個人情報の漏えい等に備えた保険料は対象となりますか。	まずは個人情報の漏えい等を防ぐために必要な措置を講ずることが前提です。 その上で、本事業の遂行のために直接的に必要な費用は対象となります。
77	費用	地方公共団体の保有する情報・データだけでなく、医療機関やNPO、私立の学校などが保有する情報も実証の対象にしようと考えています。その場合、医療機関やNPO、私立の学校側の費用も対象となりますか。また、その費用の精算はどのように行われますか。	本事業の遂行のために直接的に必要な費用は対象となります。委託費は、契約に基づき、検証受託事業者から連携するシステム運用事業者等に支払われ、その先の精算については、団体における調整内容に基づきます。
78	費用	システム経費ではない、具体的なプッシュ型の支援の試行に係る経費（人件費、委託料等）についても対象となりますか。	本事業の遂行のために直接的に必要な費用は対象となります。 なお、将来的なデータ連携によるプッシュ型支援の実装を踏まえると、雇用については、各地方公共団体や関係機関の予算で行うことが望ましいと考えます。
79	費用	人件費（会計年度職員）は対象費用となりますが、「雇用については、各地方公共団体や関係機関の予算で行うことが望ましいと考えます」とはどういう趣旨でしょうか。（検証受託事業者が支払う場合、検証受託事業者と会計年度職員との雇用関係になってしまうので問題があるということでしょうか。）	実証事業期間中にとどまらず、その後も事業を継続することを見据えた場合、雇用の継続性という観点では地方公共団体による手当が望ましいという趣旨です。
80	費用	提案内容に、ごどもに関する情報・データ連携に資する「共通基盤システム」の構築を予定しています。このシステムの権利関係はどのような整理になりますか。また、このシステムは、本事業終了後も使い続けることができますか。あわせて、ごどもに関する情報・データ連携以外にも活用していいですか。	委託費は、本事業の遂行のために直接的に必要な費用は対象となりますが、定められた用途以外への使用は認められません。したがって、本事業終了後の使用に係る費用や、本事業以外の利活用に係る費用について、適切に切り分けることができない限り、委託費の対象とは認められません。その前提の下、本事業終了後の継続的な活用等も見据えてシステムを検討いただくことは差し支えありません。
81	費用	デジタル田園都市国家構想推進交付金と重複してもいいですか。	国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費は対象となりません。併用する場合は、適切に按分してください。
82	その他	議会やマスコミから事業の進捗を聞かれた場合、自治体の判断で回答してよいでしょうか。デジタル庁のモデル事業に位置付けられることから、その都度、デジタル庁と調整を要するのでしょうか。	国としての実証事業に係る内容であって、既に公表されている内容でない場合などには、調整を求める場合があります。
83	その他	本事業は令和5年度以降も継続する見込みがあるのでしょうか。	概要資料8頁の全体スケジュール（案）に記載のとおり、令和5年度については関係省庁において必要な予算要求を検討しますが、内容は何ら未定です。
84	その他	実証事業実施後の、全国展開のスケジュール感や実施方法（補助金の交付等）について、どのようにお考えでしょうか。	令和4年度までは実証事業を行っていきませんが、その中で全国的な展開方策も検証することとしており、その上で国として必要な方策について検討してまいります。
85	その他	本事業を進めていくにあたり、国民や市民に向けて理解が得られるよう、デジタル庁として広報を行っていく予定はありますか。	ごどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム等の動向については、引き続き、デジタル庁のSNS等を利用して、国民の理解が得られるよう丁寧に発信してまいります。
86	その他	学校等においてデータを扱う人材をスクールソーシャルワーカー（SSW）とする場合、本事業と文部科学省のSSW活用事業を併用することは可能ですか。	SSWが本事業に従事した時間を切り分けた上で適切に経費を区分することが可能であれば、両事業を併用することができます。また、学校等においてデータを扱う人材をSSWとするか否かにかかわらず、本事業を実施することで、支援が必要な子どもをより多く把握することとなり、自治体内全体でSSWが子どもの支援に当たる時間が増加することが考えられます。このため、文部科学省においては、本事業に伴うSSW活用事業における追加配置の申請が可能とされています。なお、市町村（政令市・中核市除く）はSSW活用事業における直接補助の対象ではないため、追加配置の申請においては都道府県との調整が別途必要です。 （参考）スクールソーシャルワーカーについて https://www.mext.go.jp/content/20220203-mxt_jidou02-000008592-2.pdf